**令和７年度　次世代産業人材育成事業（福祉教育の推進）**

**福祉教育の魅力発信動画作成業務委託仕様書**

１　委託業務名　福祉教育の魅力発信動画作成業務委託

２ 趣 旨

持続可能な福祉社会の実現に向け、次代を担う福祉のリーダーとなる人材を発掘・育成するため、 小中学生ならびに地域住民に対して福祉教育の魅力を発信するための動画を作成するにあたり、 必要な業務を委託するもの。

３ 契約期間　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

４ 事業概要

本事業において作成する動画の内容等は以下の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 福祉教育の魅力 | 福祉科の生徒の学びについて | 福祉科の卒業生の今 |
| 目的 | 小中学生の保護者に向け、福祉教育の魅力を発信する | 福祉科の生徒の学び・学校生活の様子を発信する | 福祉科の卒業生が社会の中で活躍する様子を発信する |
| 内容 | 福祉科に子どもが通う（または通っていた）保護者とその子どもに、福祉科の魅力を語ってもらい、保護者視点からの福祉科の魅力を伝える | ノーリフティングケア、介護ロボットの活用等の最新の福祉の学びや、実習の風景、学校生活の様子を伝える | 視聴者が「福祉科を卒業した後のキャリア」を理解し、福祉科の学びの意義を伝える |
| 主なﾀｰｹﾞｯﾄ | 子育て中の保護者、小中学校の教員、地域に暮らす大人 | 小中学校の児童生徒、地域に暮らす人々全般 | 子育て中の保護者、小中学校の児童生徒、小中学校の教員 |
| 時間 | ５分以内 | ５分以内 | ５分以内 |
| 対象校 | 大分南高等学校福祉科　および  佐伯豊南高等学校福祉科 | 大分南高等学校福祉科　および  佐伯豊南高等学校福祉科 | 大分南高等学校福祉科　および  佐伯豊南高等学校福祉科 |
| 撮影場所 | 大分南高等学校、佐伯豊南高等学校等 | 大分南高等学校、佐伯豊南高等学校、介護実習施設、生徒が活動するイベント会場等 | 卒業生が勤務する福祉施設、大分南高等学校、佐伯豊南高等学校等 |
| 完成時期 | 令和７年８月中 | 令和７年９月中 | 令和７年１０月中 |
| 用途 | 学校説明会、各学校のSNS上での公開、SNS広告への出稿 | | |

５ 委託業務内容

(1) 動画企画立案

・各動画の企画においては、福祉教育の状況や生徒の様子や、卒業生の活躍する姿、福祉科で学んだ（または学んでいる）生徒の保護者の言葉や姿等から、福祉教育の魅力が伝わる企画とすること。

・主なターゲットを意識し、短時間で福祉教育の魅力が確実に伝わり、「福祉科で学んでみたい（または学ばせてみたい）」という気持ちを醸成できる企画とすること。

・動画の企画においては、高校生や保護者、施設利用者のプライバシー保護に配慮のうえ、本県へ随時状況報告するとともに、本県や関係者とよく協議したうえで決定すること。

(2) 動画撮影・作成

　・各動画撮影の日程においては、学校行事の日程を考慮のうえ、高校生の学習活動に影響が及ばないよう十分に配慮し、本県へ随時状況報告するとともに、本県や関係者とよく協議したうえで決定すること。

・動画撮影・作成の人員として、動画作成をコーディネートする者、撮影や作成のサポートを行うスタッフを

必要十分な人数配置すること。なお、これらの者は十分な知識と経験を有する者を含めなければならない。

・動画撮影・作成における情報は本県へ随時状況報告するとともに、本県や関係者とよく協議したうえで決定すること。

　・動画撮影においては、事前に関係者と十分協議し、備品や消耗品など必要となる一切を準備し、撮影を円滑に進行できるように努めること。

(3)SNS広告への出稿

　・制作した動画のうち、広く福祉教育の魅力を発信するため、SNS（Instagram、TikTok、YouTube等）への広告出稿を行うこと。

　・出稿に関しては、SNS利用層（小中学生・その保護者等）に適したフォーマット・表現とすること。

　・使用するSNSの種類・回数やクリック率等の目標・ターゲットエリア等は、受託者からの提案をもとに委託者との協議のうえ決定すること。

　・広告出稿の目的は、単なる認知拡大にとどまることなく、福祉教育に対する興味喚起や将来の進路選択への前向きな意識変容（行動変容）をうながすこととすること。

(4) 報告書の作成

　　業務完了後、令和８年３月３１日までに、大分県教育庁高校教育課へ業務完了報告書および成果物を提出すること。

　　【成果物】・事業報告書 ・資料一式 ・動画 ・動画再生回数やクリック率 ・視聴者の感想等

６ 受託者の責務

本業務を遂行するにあたり、問題、事故等が発生した場合や、参加者等との間でトラブルが生じた場合等については、直ちに本県へ連絡・協議するとともに、受託者が責任を持って対応し、受託者の責任において解決を図ること。

８ そ の 他

(1) 業務内容については、本県との協議により変更することがある。

(2) 本業務の履行にあたっては、本県と密な連絡調整を行うとともに、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、速やかに本県と協議のうえ、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。

(3) 本業務の履行にあたっては、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、本県に損害を生じせしめないよう留意すること。

(4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

(5) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。

(6) 成果物及びその著作権は、データを含めて本県に帰属するものとし、本県の承認を受けずに他に公表、貸与または使用しないこと。

９　実施体制

管理責任者の配置

本業務の実施にあたり、管理責任者を１名配置すること。

１０　個人情報の取り扱い

(1) 機密保持  
本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 情報保護  
個人情報の保護については、漏えい・滅失・毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後、個人情報を直ちに廃棄するとともに「機密情報・個人情報廃棄（消去）について」を作成し、提出すること。

(3) 情報管理  
成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

１１　その他の条件

(1) 専任の担当者を配置し、県とのミーティング等に担当者等を出席させること（オンライン可）。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。

(2) 企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。